

研究費の不正使用、研究における 不正行為の防止について

【主な説明内容】

1. 研究費不正をとりまく現状
 - 研究費の不正使用の現状
 - 会計検査院からの処置要求等
 - 参議院における警告議決
2. 研究不正・研究費不正に関するタスクフォースの設置
3. 不正使用等の防止に関する取組
 - ガイドラインの実施等に関する履行状況調査
4. 応募資格制限の改正
5. アクションプラン[重点取組事項例]等
 - 共同設備の購入について(合算使用)
6. 研究における不正行為の防止について

研究費不正をとりまく現状(1)

-研究費の不正使用の現状(1)-

<公的研究費の不適切な経理に関する調査結果>

平成23年8月に実施した「**公的研究費の不適切な経理に関する調査**」の結果において、**46機関で不適切な経理の事案が報告されるなど、依然として、研究者・研究機関で抜本的な改善が見られない状況**

【主な調査結果】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1326039.htm

不適切な経理「有」の機関数等	機関数	金額	研究者数
20年度以降(ガイドライン施行後)	19機関	約1億7,200万円	48名
19年度以前	39機関	約1億9,000万円	119名
合計	46機関	約3億6,100万円	139名

※「平成20年度以降」と「平成19年度以前」で12機関、28名が重複

なお、上記結果のうち、私的流用は、6機関*、約900万円、8名

(*大阪大学、京都大学、上智大学、愛知大学、関西学院大学、高エネルギー加速器研究機構)

研究費不正をとりまく現状(2)

-研究費の不正使用の現状(2)-

<事例>

A大学(平成22年度)

〔不正額〕 約4万円

〔発覚のきっかけ〕 立替払いの証憑書類の確認の際に不適切な経理の疑いがある書類を発見

〔不正の概要〕 高額書籍を購入するため、領収証をねつ造

B大学(平成18~23年度)

〔不正額〕 約280万円

〔発覚のきっかけ〕 カラ出張等について内部通報

〔不正の概要〕 カラ出張や旅費の二重請求により旅費を不正に受給、物品購入に関して業者との間で架空伝票の作成(預け金)

C大学(平成21、22年度)

〔不正額〕 約13万円

〔発覚のきっかけ〕 研究費等の使用状況について内部から情報提供

〔不正の概要〕 旅費の相手方負担分等の二重請求、勤務実態のない学生のカラ謝金

研究費不正をとりまく現状(3)

-会計検査院からの処置要求等(1)-

「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」(24年10月)

http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/24/h241003_4.html

【検査概要及び結果】

- ・ 公的研究費の不正使用の防止に関する取組について調査 ➡ 65大学
- ・ 内部規定で研究用物品の一部について検収業務を省略し、その代わりに抜き打ち検査などの代替措置を行うなどとしていたにも関わらず、その運用に不備 ➡ 16大学
- ・ 不正防止の取組みが不十分であるとの指摘

【指摘事項】

- ・ 研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう改善の処置を要求し及び意見を表示

(ア) 研究者発注や研究者による業者選定に対して、事務部門が牽制する仕組みの導入を促すこと。[意見表示]

(イ) 納品検収業務体制を把握し、確実に実施するよう指導するとともに、検収業務の例外的措置に対して、補完的措置を講じさせること。[処置要求]

研究費不正をとりまく現状(4)

-会計検査院からの処置要求等(2)-

(ウ) 実効性のある内部監査の実施を促すこと。[意見表示]

(エ) ガイドラインに基づく体制整備実施状況報告書の内容を見直し、現地調査における指導・助言に対するその後の対応について、検証すること。[意見表示]

【指摘を踏まえた文部科学省の対応】

1. 昨年12月に「不正使用等の防止に関する体制整備及び運用の徹底等について」の文書にて指導を行い、「研究用物品の検収業務体制の整備状況」の調査を実施して整備状況を把握し、結果、検収業務体制に不備があった機関に対する改善要求等について、通知、指導
また、指摘のあった16機関については、確実に実施されていることを確認
2. 昨年11～12月に「研修会」を7ブロック8会場で開催し、今後取り組むべき課題と期待される取組としてアクションプラン(重点取組事項例)を掲記し公表
3. 毎年度機関報告される「チェックリスト」の様式に、体制整備等の基本的事項を継続して把握しフォローアップするため、25年度分から「補足調査票」を追加
4. 24年度から「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を実施し、ガイドラインの趣旨や求める体制整備に反した実態が確認された場合は「留意事項」として当該機関に通知した上で公表し、改善を求めフォローアップ

研究費不正をとりまく現状(5)

《参考》検収業務のチェック体制～ガイドラインにおいて求められている取組例～

発注業務

機関ルール

事務局発注

研究者発注
(一定金額未満)

- 以下の検収業務のチェック体制に加え、機関のリスクに応じ、
 - 取引基本契約締結業者、誓約書提出業者から選定・発注
 - 一定の取引がある業者から年度末に取引残高を確認 などの発注段階での事務部門による牽制機能を加えることも効果的

検収業務

機関ルール

検収センター等の
事務部門の検収担当者による
検収

事務部門による検収が実務上、困難な場合
(例:時間外、立替、1件当たりの金額が少額又は宅配便等)

発注者の影響を排除したいずれかの実質的なチェックが必要

◎各部局等で任命された検収担
当者(発注者以外の研究者等)
が検収を実施

納品

◎各機関における、これらに該当する物品の取扱い
件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適
正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施

研究費不正をとりまく現状(6)

-参議院における警告議決-

「大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理について」 (25年5月)

【概要】

- 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費に関する不適正な会計経理が続いていることは極めて遺憾
- 政府は、補助金等の不正使用の根絶に向けて、研究機関及び研究者に対して一層の指導を行い、不適正な会計経理が発生することのないよう万全な体制を構築すべき

研究不正・研究費不正に関するタスクフォースの設置

研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォースの設置について(25年8月2日)

【要因】

- ・ 論文におけるデータのねつ造等という研究における不正行為
- ・ 公的に助成されている研究費の不正使用

【趣旨】

上記の両不正事案が発生し、社会的に大きな問題
これまでも不正事案に対しては政府として一定の対応を図ってきたところ
であるが、政府全体の研究開発予算の大半と研究者の育成を所掌する
文部科学省に対しては、これらに対して責任を持って必要十分な対策を
講じ、もって国民からの信頼を回復することが急務

【検討事項】

- 代表的な不正事案の概要と現在の対応状況について
- これまでの不正事案に対する対応の総括について
- 今後講じるべき対応策について

不正使用等の防止に関する取組(1)

<不正使用等を引き起こす要因>

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であり、自由に使ってよいという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
- 機関内ルール
- 不正防止推進部署の設置
- 発注・検収のチェックシステム
- 内部監査・モニタリング 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

<不正使用等の防止に向けた取組>

不正者に対する罰則の強化等

○不正者に対する罰則の強化等

- ・応募資格停止ペナルティ(最大5年間の応募制限)【科研費、H15】
- ・機関管理の義務づけ【科研費、H16】
- ・文部科学省のペナルティ一斉適用【文科省、H16】
- ・府省共通のペナルティ一斉適用【関係府省、H17】
- ・府省共通の応募資格停止ペナルティの強化【関係府省、H24】
 - ・私的流用の厳罰化(従来:5年 → 10年)
 - ・私的流用以外の厳罰化と適正運用(従来:最大4年 → 最大5年)
 - ・研究代表者の管理責任義務の新設(最大2年)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の策定(H19.2)【文科省】

ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認(フォローアップ)

- ・研究機関に対し、体制整備の実施状況報告書(チェックリスト)の提出を求める
- ・分析結果報告書の作成・公表
- ・現地調査の実施(H24年度:14機関、H23年度:61機関、H22年度:65機関)
- 研究機関担当者に対する研修会を毎年開催(H25年度:10か所予定、H24年度:8か所)
- ガイドラインの実施等に関する履行状況調査【H24】(H24年度:18機関)

競争的資金の制度改革に向けた取組

○平成23年度科学・技術施策アクション・プラン【CSTP+関係府省】

- ・繰越手続きの簡略化・弾力化
- ・費目の統一化
- ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化【科研費、H23～】、調整金の導入【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な「基金化」を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

不正使用等の防止に関する取組(2)

＜科研費における取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るための取組・通知等

1. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度導入、平成24年度改正)

2. 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

3. 不正使用防止ルールの周知

- ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省ホームページへの掲載
- 不正防止のための通知の発出(平成17年1月24日)
- 説明会の開催

4. 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経理管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実施調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

5. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化(平成20年度分の公募から)

不正使用等の防止に関する取組(3)

-ガイドラインの実施等に関する履行状況調査(1)-

【目的】

- 公的研究費の管理・監査体制の主体的改善・充実を一層促進
- 必要に応じ、改善指導及び段階的な是正措置等の発動も視野

【調査対象】

- 平成24年度は、「公的研究費の不適切な経理に関する調査」の結果で「不適切な経理・有」と報告のあった約50機関を対象とし、そのうち18機関に実施済(平成25年3月に調査結果を公表) http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1332672.htm
- 平成25年度以降は、有識者会議の意見を踏まえつつ、その他の機関も対象とする予定

【調査体制・方法等】

- 有識者の参画を得て、「書面調査」及び必要に応じ、「面接調査」又は「現地調査」を実施

【調査結果の取扱い】

- ガイドラインの趣旨や求める体制整備に反した実態が確認された場合は、「留意事項」として当該機関に通知・公表
- 問題が解消されないと判断される場合は、①管理条件の付与、②一部経費の制限、③配分の停止等の機関に対する是正措置を段階的に発動
- このほか、効果的・効率的な取組、他機関への波及効果が期待できる取組等についても調査結果報告として取りまとめ、広く情報発信

不正使用等の防止に関する取組(4)

-ガイドラインの実施等に関する履行状況調査(2)-

【調査結果(第1次報告)】

- 再発防止策については、全ての機関において、不正の発生要因を踏まえた方策が検討・措置
今後、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことを期待
また、一部の実施予定とされている事項については、着実な履行が必要
- 全ての機関において、平成19年度のガイドラインの制定を踏まえ、公的研究費の管理・監査体制の整備に着手し、多くの機関で、機関の規模や特性に応じた創意工夫ある取組を確認
一方で、一部の機関においては、基盤となる体制や取組が脆弱な機関も見られ、当該機関においては、本調査結果を踏まえ、今後の体制の整備・充実に向けた十分な検討を希望

応募資格制限の改正(1)

【改正の趣旨】

○研究機関における公的研究費の適切な管理・監査体制を求めてきたにもかかわらず、依然として、悪質性の高い事案を含む、競争的資金の不正使用が散見

○ 研究費の不正使用や不正受給、研究上の不正行為への対応として、応募資格を制限しているが、行為の内容にかかわらず硬直的な運用



現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することができるように改正

【改正のポイント】

①私的流用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化

＜改正前＞ 5年



＜改正後＞ 10年

②私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化・適正化

＜改正前＞ 2～4年

不正使用の用途により一律的に判断

〔例：虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合（預け金・プール金等）は、一律で4年の応募資格制限〕



＜改正後＞ 1～5年※

不正使用の行為の内容に応じて判断

〔例：不正使用を行った額や年数等に応じて応募資格制限の期間を判断〕

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

③善管注意義務違反※に対する応募資格制限の新設

最大2年

※「善管注意義務違反」とは、自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指す。

応募資格制限の改正(2)

【適用時期】

平成24年10月17日の改正日以降、各府省で所要の手続きを経た上で、応募資格を制限するものから順次適用する。ただし、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外で ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2~4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表**する。

応募資格制限の改正(3)

<不正使用を行った者に対して科研費を交付しない期間>

交付制限の対象	不正使用の程度	交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「私的流用」以外	
	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合	1年
III. 偽りその他不正な手段により科学研究費補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—	不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※以下の場合は、「嚴重注意」を通知。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

アクションプラン[重点取組事項例]等(1)

各研究機関においては、体制整備等の現況を十分に把握・検証した上で、その進捗状況に応じ、以下を参考として、それぞれの多様な形態・規模や特性を踏まえ選択しつつ、創意工夫ある実効性の高い取組として重点的に検討・実施することを期待する。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324622.htm

I. 関係者の意識向上の徹底

- 定期的に説明会等を開催
- 研究者本人の出席の義務付けや、既存設備を効果的に活用し実効性を高めるための取組を推進
- 全職員を対象として、定期的にアンケートを行い対策にフィードバック
- 取引業者に対し、定期的にルールの遵守などの説明の機会を設け、一定の取引を行う業者との間で、取引帳簿の開示、監査・調査協力、学内規則の遵守・通報、処分措置(取引停止・業者名の公表等)、損害賠償等の事項を盛り込んだ誓約書の提出を義務化

II. 予算執行・発注業務の支援体制の充実

- インフラ整備
- 定期的な予算執行・取引状況の検証(是正指導)及び事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みの導入(事務局による業者選定)と事務的支援等の充実(研究支援者の配置など)

アクションプラン[重点取組事項例]等(2)

Ⅲ. 検収業務の工夫

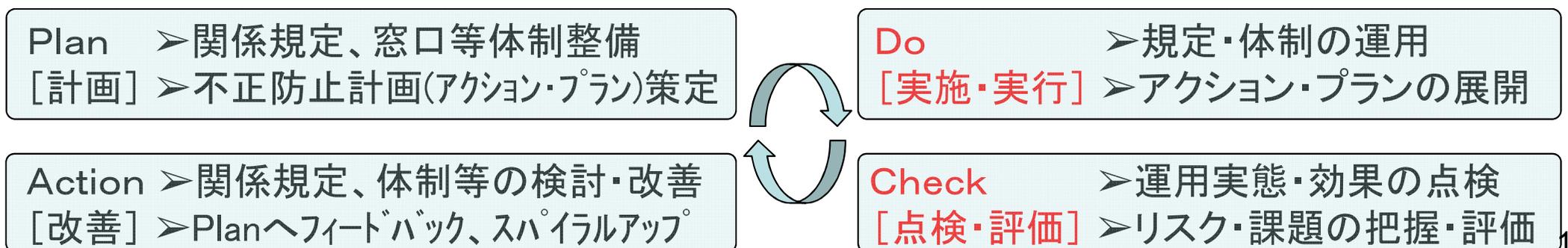
- ・ 発注した当事者以外が実質的にチェックする仕組みの工夫
- ・ 検収の例外規定を設ける場合にあつては、発注業務との組み合わせや納品の抽出による事実確認・業者の原伝票との照合等の事後的な定期的検証との組み合わせなどの補完的な代替措置の導入

Ⅳ. モニタリング・内部監査の充実・強化

- ・ 多角的かつ定期的なモニタリングの実施による組織的牽制機能の充実・強化
- ・ リスク要因との関連から実効性のある監査計画を策定
- ・ 実効性のある監査手法も取り入れつつ、定期的・効率的かつ適正に実施

Ⅴ. PDCAサイクルの徹底と積極的な情報発信

- ・ PDCAサイクルを徹底し、**Check(点検・評価)・Act(改善)**を重点的に行い、実効性ある取組へ発展



アクションプラン[重点取組事項例]等(3)

- 共用設備の購入について(合算使用) -

平成25年3月に、文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会が所管する競争的資金制度において、研究費の合算による共用設備の購入が可能な制度や、購入費用の負担割合、購入した設備の管理などについて決めました。内容のポイントは以下のとおりです。

背景

複数の研究費を合算して、研究に必要な装置や備品を購入する仕組みを実現することは、研究の遂行に効果的であり、「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」においても取組事項としてあげられている。



文部科学省では、先進的に、複数の研究費制度間における合算使用が可能なケースを明示することで、**合算使用の活用を促進し、研究費が効率的に使用**されることを目指す http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337578.htm

合算による共有設備の購入が可能な制度

制度名	配分機関名
科学研究費助成事業(科研費)	文部科学省、日本学術振興会
戦略的創造研究推進事業 新技術シーズ創出 / 先端的低炭素化技術開発 / 社会技術研究開発	科学技術振興機構
研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム / 戦略的イノベーション創出推進プログラム / 産学共創基礎基盤研究プログラム / 先端計測分析技術・機器開発プログラム	科学技術振興機構
国際科学技術共同研究推進事業 地球規模課題対応国際科学技術協カプログラム / 戦略的国際共同研究プログラム	科学技術振興機構
最先端研究開発支援プログラム 最先端・次世代研究開発支援プログラム	日本学術振興会
国家課題対応型研究開発推進事業 再生医療実現拠点ネットワークプログラム	科学技術振興機構

研究における不正行為の防止について(1)

研究活動に関わる不正行為は科学への信頼を大きく揺るがし、科学の発展を妨げる、あってはならないものであり、研究不正防止のためのより一層の取組が求められている。

① 科学者の行動規範 — 日本学術会議声明 — (平成18年10月制定 平成25年1月改定)

- ・ 科学者の自立性に依拠するすべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を示したものの。
- ・ 研究活動における不正行為の事案の発生や東日本大震災を契機とし科学者の責任の問題等を踏まえ改定。

【研究活動】

- ・ 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

【研究環境の整備及び教育啓発の徹底】

- ・ 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

研究における不正行為の防止について(2)

②研究活動の不正行為への対応のガイドライン(平成18年8月 科学技術・学術審議会)

- ・科学研究が専門化を深め、複雑かつ多様な研究方法・手段が行われるようになっており、公正に研究を進めることが従来以上に重要。また、国費による研究費支援の増加が図られているなか、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められる。
- ・このような認識の下、不正行為とは何かや基本姿勢など、不正行為に対する基本的な考え方を示すとともに、その上で、研究活動の不正行為等に適切に対応するよう、大学等の研究機関や資金配分機関等が行うべき体制整備等について示したものの。

不正行為に対する基本的考え方

【不正行為とは何か】

- ・研究者倫理に背馳し、研究の本質や趣旨を歪め、正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為。
- ・具体的には、捏造、改ざん、盗用の他、重複発表や不適切なオーサーシップなど
(なお、適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであっても、不正行為には当たらない。)

【基本姿勢】

- ・不正行為は、研究活動と成果発表の本質に反するという意味で、科学そのものに対する背信行為であり、科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるもの。
したがって、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。
- ・また、不正行為は、研究者の存在意義を自ら否定し、自己破壊につながるもの。

⇒これらを研究者、研究者コミュニティ、研究機関、資金配分機関は理解し、不正行為に対し厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者コミュニティ等の自律】

- ・不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の観点から、研究者自らの規律と、研究者コミュニティ、研究機関の自律による自浄作用が重要。
- ・その際、指導者自身が、自己自律を理解し、若手研究者や学生をきちんと教育することが重要。そのことが、指導者自身の自己規律でもある。

研究における不正行為の防止について(3)

- ・不正行為に対する取組として、行動規範や不正行為への対応に関する規程や体制の整備等と同時に、不正行為を防止するための取組が重要。

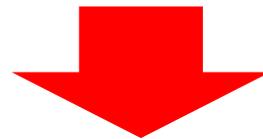
大学・研究機関、学協会において求められる研究不正防止のための取組

【研究活動に関して守るべき作法の徹底】

- ・不正行為や研究者の自己破壊を防止するため
- ・自らの研究に不正行為がないことを説明し、不正の疑惑から自らを守るため
 - ⇒実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動に関して守るべき作法について、研究者や学生への徹底を図ることやそれらの保存期間を定めること

【研究者倫理の向上】

- ・不正行為が起こらないようにするため
 - ⇒研究倫理に関する教育や啓発等、研究者倫理の向上のための取組



大学・研究機関では、不正行為への対応に関する体制整備等とともに、先進事例(後述)も参考にしながら、研究不正行為の防止のための周知徹底や教育啓発等に組織として取り組んでいただきたい。

研究における不正行為の防止について(4)-研究者倫理向上のための取組例-

【～CITI JAPANプロジェクト～ (H24'～大学間連携共同教育推進事業)】

行動規範教育のカリキュラム構築のために、自然科学系のみならず人文・社会科学系専門家も加えた合意形成の場を設け、国際標準を満たしたe-learning教材の作成と改訂を迅速かつ継続的に行い、全国の大学院教育での活用を促進することにより、グローバルな活躍をするに相応しい行動規範を身につけた研究者を育成する。

<背景>

- 世界： 繰り返される **ミスコンダクト**
- 欧米： **取締りから教育へ** 重点の移行
- 日本： **教育カリキュラムの欠如**

<戦略>

- ・ **大学院・研究機関**での **行動規範教育**
- ・ **国際標準**を満たしUp-dateな教育内容
- ・ **e-learning** による均一教育の全国普及

米国

CITI Program

(Collaborative Institutional Training Initiative)

- ・ 全ての研究者に義務付けられている行動規範教育コンテンツを提供
- ・ ほぼ全ての大学(top 100大学中99大学)・ 研究機関による利用

グローバルな
ミスコンダクトの減少

CITI Japan プロジェクト



連携6大学* + 連携機関 + 協力教員多数

国際標準の教材作成

広報活動

- ・ 全米教員団体の協力のもとでの教材作成
- ・ 協力教員による妥当性の精査と加筆修正
- ・ 関連事業との連携
- ・ パブリック・コメント
- ・ ユーザーミーティング

- ・ 日本医学会
- ・ 全国医学部長病院長会議
- ・ 宇宙航空研究開発機構
- ・ 全国遺伝子医療部門連絡会議等との連携

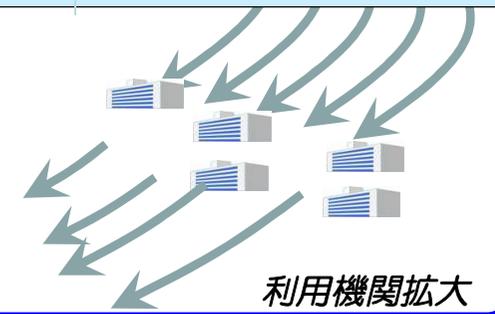
【教材例】 責任ある研究行為・ミスコンダクト・利益相反・公的研究費の取り扱い・IRBによる審査・個人情報の扱い・オーサーシップ 他

Web運営

窓口サービス
受講認定



大学院生
研究者



利用機関拡大

国際標準とされる行動規範を理解した研究者の全国的育成

不正行為認定者を科研費の交付対象から除外する期間

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの 5～7年
			学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの 3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの 2～3年	
		学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの 1～2年	

研究費の不正使用、研究における不正行為に関する相談窓口

【公的研究費における研究機関の体制整備等に関する相談窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話:03-6734-4014 ・E-mail:kenkyuhi@mext.go.jp

競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を実施しています。

各機関において、体制整備、関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室

・直通電話:03-6734-4021 ・E-mail:kiban@mext.go.jp

人材政策推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【科研費に関する相談窓口】

○文部科学省交付分

文部科学省研究振興局学術研究助成課 科学研究費第二係(併)企画室指導係

・直通電話:03-6734-4183 ・Fax:03-6734-4093

○日本学術振興会交付分

(独)日本学術振興会研究事業部研究助成第一課 研究助成第一係

・直通電話:03-3263-0964 ・Fax:03-3263-9005

【研究に関する不正の告発受付窓口】

文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話:03-6734-4018 ・E-mail:chosei-k@mext.go.jp